

箕面市職員健康診断等業務委託仕様書

1 委託業務名

箕面市職員健康診断等業務委託

2 委託契約期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 委託内容

- (1) 職員定期健康診断業務
- (2) 特定業務従事職員定期健康診断業務
- (3) 有害業務従事職員定期歯科健康診断業務
- (4) B型肝炎抗原抗体血液検査業務
- (5) B型肝炎ワクチン接種業務
- (6) 消防職員採用試験時健康診断業務
- (7) 職員採用前健康診断業務
- (8) 職員派遣前健康診断業務
- (9) 教職員結核検診精密検査業務

4 各業務における実施内容

前掲3の委託内容に定める各業務の実施内容は、下記(1)から(9)までのとおりとする。

(1) 職員定期健康診断業務（以下、「定期健診」という。）

① 実施項目

既往歴及び業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査（※1）、問診（※2）、身長、体重、腹囲、視力、聴力（オーディオメーター検査1000Hz・4000Hz）、胸部エックス線直接撮影（※3）、血圧、血液一般（Hb・RBC）、肝機能（GOT・GPT・ALP・γ-GTP）、腎機能（尿素窒素・クレアチニン）、膵機能（アミラーゼ）、尿酸、脂質代謝（LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪）、血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）、検尿（糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン）、安静時心電図

※年齢に関係なく、受診者全員に対し、上記の項目を実施すること。

（※1） 「自覚症状については、最近において受診者本人が自覚する事項を中心に聴取することとし、この際本人の業務に関連が強いと医学的に想定されるものをあわせて行うものとする。」「他覚症状」に関するものについては、受診者本人の訴え及び問視診に基づき、

異常の疑いのある事項を中心として、医師が3分以上の時間をかけて、打聴診、触診など、必要とされる臨床診察的な手法を用いて検査を行うこと。なお、この際医師が本人の業務に関連が強いと判断した事項をあわせ行うものとする。

(※2) 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号。以下、「高齢者医療確保法」という。)に基づく特定健康審査の間診項目は網羅すること。

(※3) 労働安全衛生法にて胸部エックス線撮影を義務づけられていない者で、医師が不要と判断した者に関しては、当該検査を除外することができるものとする。

② 対象者

下記の職員

ア 本市職員 (予定見込み人数 1, 143人)

イ 本市公営企業職員 (予定見込み人数 570人)

ウ 本市公立学校教職員 (予定見込み人数 460人)

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 平成26年度実績(補完の予備健診受診者含む)

・本市職員及び本市公営企業職員…1, 537人

・本市公立学校教職員…410人

* 平成27年度実績(補完の予備健診受診者含む)

・本市職員及び本市公営企業職員…1, 539人

・本市公立学校教職員…448人

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所(別紙1のとおり)。胸部エックス線検査はレントゲン検診車で実施する。

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き、レントゲン検診車の駐車場確保又は路上占有許可申請にかかる手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

④ 実施期間

ア 本市職員及び本市公営企業職員

毎年4月から6月までのうちの原則連続した日程で6日間以上(受診者数に対して最低限必要な日程を確保すること)とする。(ただし、土曜、日曜

及び祝日を除く。)

イ 本市公立学校教職員

毎年7月下旬から8月までのうちの各月2日間以上(受診者数に対して最低限必要な日程を確保すること)とする。(ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。)

* 上記実施期間は、ア、イいずれの場合においても、本市担当者と協議の上決定すること。

* 上記実施期間ア、イいずれの場合においても、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、この変更による金額の増減等は生じないものとする。

⑤ 受付時間

受付時間は、午前は8時45分から11時まで、午後は1時から4時までを基本とする。

* 受付時間等について、本市担当者より時間の変更希望があった場合や、受託者が複数の実施場所を巡回する場合等、上記に拠り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、定期健診の単価に含めること。

イ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用すること。

ウ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

エ 定期健診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、健診会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮に努めること。

オ 検査項目について、案内係が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 女性職員への心電図検査は、女性技師が担当すること。

キ 尿検査について、検査環境及び個人情報に配慮した方法で実施すること。

(尿検査専用施設を有しない場所で実施する場合は、プライバシー保護の観点から尿カップによる検体提出を不可とする。)

ク 定期健診実施に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃等に関する

る法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。))等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

ケ 定期健診を実施するにあたり、1日当たり、診察を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師、その他必要に応じた人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正かつ正確を旨として行うこと。

コ 採血担当者には採血の技量に優れた者を充てること。

サ レントゲン撮影について(レントゲン検診車を使用する場合)

降雨時等には、雨よけ装置等により受診者を保護すること。

また、夏季における健診実施の場合など、受診者に対して特に配慮が必要な場合は、テント・日除けの設置等必要な措置をとること。

レントゲン検診車付近で受診者が待機できる椅子等を設置すること。

レントゲン検診車に必要な電源装置を用意すること。

このほか、健診会場からレントゲン検診車までの間に誘導員を配置し、受診者の誘導を適切に行うこと。

シ プライバシーを確保し、更衣ができる場所を確保すること。

ス 男性及び女性がそれぞれ同一時間の健診実施になることがないように配慮すること。

セ 医師の診察の際、受診者からの質問には、誠意をもって対応をすること。

また、診察の声が他の受診者に聞こえることのないよう、十分に配慮すること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び健診結果を作成するに当たり、受診者にかかる次のデータは実施日までに、本市から磁気媒体等で貸与する。

<データ項目> 所属、所属コード、職員番号、氏名、生年月日、性別、被保険者証記号番号

<その他提供データ> 対象者の過去2年間の健診結果(初年度のみ)

* データの受け渡しについては、個人情報が出漏れないよう、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

* 被保険者証記号番号について、データ提供時に未確定の者は、確定次第、提出するものとする。

⑧ 受診票について

受診票(受診者情報、問診項目、受診項目及び項目毎に少なくとも前年度の健診結果が印字されているもの)については、事前に本市担当者と協議の上決定し、受託者にて準備することとし、定期健診の単価に含めること。

受診票は封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で納品すること。

納品時期については本市担当者と調整し、定期健診の実施10日前までに、本市が指示する所属毎に分類の上、本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

受診者が受診票を万が一紛失した場合は、再発行すること。その場合は、受診日に直接本人へ受診票を渡すものとする。

また、この場合の費用は新たに発生しないものとする。

⑨ 健診結果について

ア 胸部エックス線写真の読影については、受託者の責任において、読影の経験が豊富な医師によるダブルチェックを行うものとする。

イ 健診結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスが無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

⑩ 健診結果の報告について

ア 健診結果については、以下のとおり分類し、各担当室及び課へ受診日から概ね1ヶ月以内に報告すること。

なお、健診結果は本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

(ア) (イ) (ウ) 以外の職員の結果を総務部人事室へ報告すること。

(イ) 本市公営企業職員のうち、市立病院の職員の結果を市立病院経営企画課へ報告すること。

(ウ) 本市公立学校教職員の結果を子ども未来創造局教職員人事室へ報告すること。

イ 健診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 健診結果個人票

A 個人結果票は当該年度に加え、本市担当者より貸与された前年度及び前々年度の検査結果を掲載したものをA3版の紙にて1部、A4版の紙にて1部、計2部を作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

所属、職員番号、氏名、生年月日、性別、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、メタボリック症候群判定、検査項目別コメント(有所見の場合のみ)、総合判定、総合所見、医師名、受託者名

* 身体計測の結果については、BMIについても明記すること。

C A3版の1部は受診者通知用として健診結果内容が第三者の目に触れないよう各個人単位で封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で、本市が指示する所属別にまとめて納品すること。

A4版の1部は事業者保管用として、職員番号順にファイルし、本市

に対して提出すること。

D 受診者が万が一、健診結果個人票を紛失した場合には、随時再発行に応じること。この場合の費用は新たに発生しないものとする。

(イ) 所属別受診者一覧表

所属別受診者及び未受診者の人数を男・女・合計で表記し、A4版の紙(1部)にて報告すること。

なお、所属については、本市が指示する分類に従い報告すること。

また、それぞれ全体・職員・臨時職員別に作成し報告すること。

(ウ) 所属別総合判定結果一覧表

各検査項目別の判定結果及び総合判定を、A4版の紙(1部)にて報告すること。

なお、各所属別に職員・臨時職員別に作成し報告すること。

また、所属については本市が指示する分類に従い報告すること。

(エ) 要治療者、要精密検査者及び要再検査者の一覧表

A4版の紙(1部)にて報告すること。

(オ) 定期健診結果報告書

本市が指定する所属について労働基準監督署長への報告内容を記載した統計表をA4版の紙(1部)にて報告すること。なお、報告の対象者は臨時職員を含んだ全体の人数とする。

(カ) 未受診者リスト

所属別の未受診者リストをA4版の紙(1部)にて提出すること。

*表示項目・・・所属、職員番号、氏名、未受診項目

(キ) CD-Rによるデータの納入

全受診職員の以下の受診結果データを、マイクロソフト社製エクセルによる利用が可能な状態で作成して納入すること。

なお、未受診者の名簿を含むこと。

また納品前にウイルス検索等を実施し、データセキュリティ上のリスクがないことを確認すること。

所属、所属コード、職員番号、氏名、生年月日、性別、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、診察所見、診察判定、問診等の結果、メタボリック症候群判定、総合判定、医師コメント

* 本市公立学校教職員実施分については、胸部エックス線の判定において、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせ、指導区分を明記すること。

(ク) 特に急を要する精密検査が必要な職員の取扱い

定期健診の結果、特に急を要する精密検査が必要な職員については、

本市担当者に速やかに報告すること。

(ケ) 特定健康診査に係るデータの提供

高齢者医療確保法に基づき、40歳以上の職員の特定健康診査に係る検査項目については、厚生労働省が示す標準的仕様で作成した電子データにより、職員が属する健康保険の保険者に応じて、大阪府市町村職員共済組合、全国健康保険協会大阪支部の2者に分け、CD-Rにて報告するものとする。各保険者からの助成金を超えてかかる費用については、受託者が負担することとする。

⑪ 定期健診実施期間中に受診できなかった職員の対応について

定期健診実施期間中に受診できなかった職員に対し、補完の予備健診（前掲4（1）④ア、イいずれの場合もそれぞれ実施）を実施すること。その際の日程（複数日）については、本市担当者と協議の上決定することとする。実施場所は前掲4（1）③と同一とする。なお、予備健診の実施において、金額の増減等は生じないものとする。

* 平成26年度実績…本市職員及び本市公営企業職員実施分
半日×5回（90人）

* 平成27年度実績…本市職員及び本市公営企業職員実施分
半日×5回（57人）
本市公立学校教職員実施分
半日×3回（12人）

⑫ 費用請求について

費用の請求は、前掲4（1）④ア、イそれぞれの実施時期ごとに、上記⑩の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

胸部エックス線検査を除外した場合は、当該検査分を請求費用から除くこと。

また、費用の請求先は以下のとおり分類し行うこととする。

ア 消防職員以外の本市職員については箕面市あてとする。

イ 消防職員については箕面市（消防職員分）あてとする。

ウ 本市公営企業職員のうち、上下水道局職員については箕面市公営企業管理者（上下水道局）あてとする。

エ 本市公営企業職員のうち、競艇事業局職員については箕面市公営企業管理者（競艇事業局）あてとする。

オ 本市公営企業職員のうち、市立病院職員については箕面市立病院あてとする。

カ 本市公立学校教職員については、箕面市教育委員会あてとする。

⑬ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかかつ適切に対応

するとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑭ その他定期健診実施時における留意事項

ア 受託者においては、定期健診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、定期健診実施場所において、医師や看護師、検査技師等健診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 健診結果等について本市から要求や照会などがあった場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、健診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 定期健診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあった場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 定期健診にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

(2) 特定業務従事職員定期健康診断業務（以下「特定業務健診」という。）

① 実施項目

既往歴及び業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査（※1）、身長、体重、視力、聴力(オーディオメーター検査 1000Hz・4000Hz)、血圧測定、検尿（糖、蛋白、ウロビリノーゲン）

（※1） 「自覚症状については、最近において受診者本人が自覚する事項を中心に聴取することとし、この際本人の業務に関連が強いと医学的に想定されるものをあわせて行うものとする。」「他覚症状」に関するものについては、受診者本人の訴え及び問視診に基づき、異常の疑いのある事項を中心として、医師が3分以上の時間をかけて、打聴診、触診など、必要とされる臨床診察的な手法を用いて検査を行うこと。なお、この際医師が本人の業務に関連が強いと判断した事項をあわせて行うものとする。

② 対象者

下記の職員

ア 本市職員（予定見込み人数 128人）

イ 本市公営企業職員（予定見込み人数 402人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 平成26年度実績…399人

* 平成27年度実績…442人

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙2のとおり）

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

④ 実施期間

前掲4（1）の本市職員及び本市公営企業職員の定期健診実施時期から半年後（毎年11月頃）の、4日間以上（受診者数に対して最低限必要な日程を確保すること）とする。（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）

実施期間については、本市担当者と協議の上決定すること。

* 上記日程において、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、この変更による金額の増減等は生じないものとする。

⑤ 受付時間

受付時間は、午前は8時45分から10時30分まで、午後は1時から3時までを基本とする。

* 受付時間等について、本市担当者より時間の変更希望があった場合や、受託者が複数の実施場所を巡回する場合等、上記に拠り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、特定業務健診の単価に含めること。

イ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

ウ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

エ 特定業務健診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、健診

会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

オ 検査項目について、案内係が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 尿検査について、検査環境及び個人情報に配慮した方法で実施すること。
(尿検査専用施設を有しない場所で実施する場合は、プライバシー保護の観点から尿カップによる検体提出を不可とする。)

キ 特定業務健診実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

ク 特定業務健診を実施するにあたり、1日当たり、診察を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師、その他必要に応じた人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正かつ正確を旨として行うこと。

ケ プライバシーを確保し、更衣ができる場所を確保すること。

コ 男性及び女性がそれぞれ同一時間の健診実施になることがないように配慮すること。

サ 医師の診察の際、受診者からの質問には、誠意をもって対応をすること。
また、診察の声が他の受診者に聞こえることのないよう、十分に配慮すること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び健診結果を作成するに当たり、受診者に係る次のデータを実施日までに本市が磁気媒体等で貸与する。

＜データ項目＞ 所属、所属コード、職員番号、氏名、生年月日、性別

＜その他提供データ＞ 対象者の過去2回分の健診結果（初年度のみ）

* データの受け渡しについては、個人情報が出漏れないよう、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 受診票について

受診票（受診者情報、問診、受診項目及び項目毎に少なくとも前回の健診結果が印字されているもの）については、事前に本市担当者と協議の上決定し、受託者にて準備することとし、特定業務健診の単価に含めること。

受診票は封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で、本市が指示する所属別にまとめて納品すること。

納品時期については本市担当者と調整し、定期健診の実施10日前までに、本市が指示する所属毎に分類の上、本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

特定業務健診受診者が健診結果個人票を万が一紛失した場合は、再発行をすること。その場合は、受診日に直接本人へ受診票を渡すものとする。また、この場合の費用は新たに発生しないものとする。

⑨ 健診結果について

健診結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスが無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

⑩ 健診結果の報告について

ア 健診結果については、以下のとおり分類し、各担当室及び課へ受診日から概ね1ヶ月以内に報告すること。

なお、健診結果は本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

(ア) 本市職員の結果を総務部人事室へ報告すること。

(イ) 本市公営企業職員のうち、市立病院の職員の結果を市立病院経営企画課へ報告すること。

イ 健診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 健診結果個人票

A 個人結果票は当該年度に加え、過去2回分の検査結果を掲載したものをA3版の紙にて1部、A4版の紙にて1部、計2部を作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

所属、職員番号、氏名、生年月日、性別、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、検査項目別コメント（有所見の場合のみ）、総合判定、総合所見、医師のコメント、医師名、受託者名

C A3版の1部は受診者通知用として健診結果内容が第三者の目に触れないよう各個人単位で封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で、本市が指示する所属別にまとめて納品すること。

A4版の1部は健康管理者保管用として、職員番号順にファイルし、本市に対して提出すること。

(イ) 所属部局別受診者一覧表

所属別受診者及び未受診者の人数を男・女・合計で表記し、A4版の紙（1部）にて報告すること。

なお、所属については、本市が指示する分類に従い報告すること。

また、それぞれ全体・一般職員・臨時職員別に作成し報告すること。

(ウ) 所属別総合判定結果一覧表

各検査項目別の判定結果及び総合判定を、A4版の紙（1部）にて報告すること。

なお、各所属別に一般職員・臨時職員別に作成し報告すること。

また、所属については本市が指示する分類に従い報告すること。

(エ) 要治療者、要精密検査者及び要再検査者の一覧表

(オ) 定期健診結果報告書

本市が指定する部局について労働基準監督署長への報告が作成できる統計表を紙にて報告すること。なお、報告の対象者は臨時職員を含んだ全体の人数とする。

(カ) 未受診者リスト

所属別の未受診者リストをA4版の紙(1部)にて提出すること。

*表示項目・・・所属、職員番号、氏名、未受診項目

(キ) CD-Rによるデータの納入

全受診職員の以下の受診結果データを、マイクロソフト社製エクセルによる利用が可能な状態で作成して納入すること。

なお、未受診者の名簿を含むこと。

また納品前にウイルス検索等を実施し、データセキュリティ上のリスクがないことを確認すること。

職員番号、氏名、生年月日、性別、所属、所属コード、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、診察所見、診察判定、問診等の結果、総合判定、医師コメント

* 身体計測の結果については、BMIについても明記すること。

(ク) 特に急を要する精密検査が必要な職員の取扱い

特定業務健診の結果、特に急を要する精密検査が必要な職員については、本市担当者に健診結果を速やかに報告すること。

⑪ 費用請求について

費用の請求は、上記⑩の報告のすべて納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は以下のとおり分類し行うこととする。

ア 消防職員を除く本市職員については箕面市あてとする。

イ 消防職員については箕面市(消防職員分)あてとする。

ウ 本市公営企業職員のうち、市立病院職員については箕面市立病院あてとする。

⑫ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかかつ適切に対応するとともに、原因調査を行い市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑬ その他特定業務健診実施時における留意事項

ア 受託者においては、特定業務健診に従事する総合責任者、現場責任者をそ

れぞれ選任すること。

イ 受託者は、特定業務健診実施場所において、医師や看護師、検査技師等健診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 健診結果等について本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、健診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 特定業務健診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

(3) 有害業務従事職員定期歯科健康診断業務（以下「歯科健診」という。）

① 実施項目

歯牙酸蝕、白斑・白濁、咬耗・摩耗、未処置う歯数、軟組織等の特記事項

② 対象者

下記の職員

ア 本市職員（予定見込み人数 7人）

イ 本市公営企業職員（予定見込み人数 3人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 平成26年度実績…各回8人

* 平成27年度実績…各回8人

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙3のとおり）

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

* ア、イいずれの場合においても、前掲4（1）定期健診及び前掲4（2）特定業務健診と同じ日に同じ場所で実施すること。

④ 実施期間

ア 第1回目

毎年、前掲4（1）定期健診実施日のうち1日間

イ 第2回目

毎年、前掲4（2）特定業務健診実施日のうち1日間

- * 上記実施期間いずれの場合においても、本市担当者と協議の上決定すること。
- * 上記日程いずれの場合においても、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、この変更による金額の増減等は生じないものとする。

⑤ 受付時間

受付時間は、午前は9時から10時までを基本とする。

- * 受付時間等について本市担当者より時間の変更希望があった場合等、上記に拠り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、歯科健診の単価に含めること。

イ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

ウ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

エ 歯科健診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、前掲4（1）定期健診又は前掲4（2）特定業務健診と本歯科健診が相互にスムーズに実施できるよう、健診会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

オ 検査項目について、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 歯科健診実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び健診結果を作成するに当たり、受診者に係る次のデータは実施日までに本市が紙媒体等で貸与する。

＜データ項目＞ 所属、職員番号、氏名

- * データの受け渡しについては、個人情報漏れないよう、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。
- * 受診者の追加などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 受診票について

受診票については、事前に本市担当者と協議の上決定し、受託者にて準備することとし、歯科健診の単価に含めること。

受診票（氏名等個人にかかる情報の印字は不要）は必要枚数納品すること。

納品時期及び納品先については本市担当者と調整し、歯科健診の実施10日前までに、本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

歯科健診受診者が受診票を万が一紛失した場合は、再発行をすること。その場合は、受診日に直接本人へ受診票を渡すものとする。また、この場合の費用は新たに発生しないものとする。

⑨ 健診結果の報告について

ア 健診結果については、受診日から概ね1ヶ月以内に総務部人事室へ報告すること。

なお、健診結果については、本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

イ 健診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 健診結果個人票

A 個人結果票は、A4版の紙にて2部作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

所属、職員番号、氏名、生年月日、性別、受診日、検査結果、検査項目別コメント(有所見の場合のみ)、歯科医師名、受託者名

C A4版のうち1部は受診者通知用として健診結果内容が第三者の目に触れないよう各個人単位で封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で、本市が指示する所属別にまとめて納品すること。

A4版のうちもう1部は健康管理者保管用とし、職員番号順にファイルし、本市に対して提出すること。

(イ) 健診結果報告書

表示項目は以下のとおりとする。

健診実施日、受診者数、受診者内訳、健診結果、歯科医師氏名、受託者名

(ウ) 特に急を要する精密検査が必要な職員の取扱い

歯科健診の結果、特に急を要する精密検査が必要な職員については、本市担当者に健診結果を速やかに報告すること。

⑩ 歯科健診実施日に受診できなかった職員の対応について

歯科健診実施日に受診できなかった職員に対し、補完の予備健診を実施すること。その際の日程については、本市担当者と協議の上決定することとする。なお、予備健診の実施において、金額の増減等は生じないものとする。

* 平成26年度実績…各時期0回

* 平成27年度実績…各時期0回

⑪ 費用請求について

費用の請求は、上記⑩の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は以下のとおり分類し行うこととする。

ア 本市職員については箕面市あてとする。

イ 本市公営企業職員のうち、上下水道局職員については箕面市公営企業管理者（上下水道局）あてとする。

⑫ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑬ その他歯科健診実施時における留意事項

ア 受託者においては、歯科健診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、歯科健診実施場所において、歯科医師や歯科衛生士等健診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 健診結果等について本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、歯科健診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 歯科健診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 歯科健診にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

(4) B型肝炎抗原抗体血液検査業務（以下「肝炎検査」という。）

① 実施項目

HBs 抗原・抗体検査（CLIA法）

② 対象者

業務遂行により、感染する恐れがある者で受診を希望する職員（希望者については、事前に本市で調査する。）。

ア 本市職員（予定見込み人数 178人）

イ 本市公立学校教職員（予定見込み人数 5人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この

人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 平成26年度実績…116人

* 平成27年度実績…120人

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙1のとおり）。

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

* 上記実施場所ア、イいずれの場合においても、前掲4（1）定期健診と同じ日に同じ場所で実施すること。

④ 実施期間

前掲4（1）定期健診実施日と同時に実施する。

⑤ 受付時間

前掲4（1）定期健診実施日と同時間帯とする。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、肝炎検査の単価に含めること。

イ 検査については前掲4（1）定期健診の血液検査と同時に実施すること。
ただし、前掲4（1）アの時期に定期健診を受診しない職員については、本肝炎検査のみ実施すること。

ウ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

エ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

オ 肝炎検査の項目について、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 肝炎検査実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

キ 肝炎検査における採血担当者には採血の技量に優れた者を充てること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び検査結果を作成するに当たり、次の受診者データを実施日の2週間前までに本市が紙媒体等で貸与する。

<データ項目> 所属、職員番号、氏名、生年月日

* データの受け渡しについては、個人情報漏れがないよう行うために、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 検査結果について

肝炎検査結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスの無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

⑨ 検査結果の報告について

ア 検査結果については、以下のとおり分類し、各担当室及び課へ受診日から概ね2週間程度以内に報告すること。

なお、検査結果は、本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

(ア) 本市職員の結果を総務部人事室へ報告すること。

(イ) 本市公立学校教職員の結果を、子ども未来創造局教職員人事室へ報告すること。

イ 検査結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 検査結果個人票

A 検査結果個人票はA4版の紙にて2部作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

所属、職員番号、氏名、生年月日、性別、検査日、検査結果、検査項目の判定結果、検査の見方、医師氏名、受託者名

C A4版のうち1部は受診者通知用として検査結果内容が第三者の目に触れないよう各個人単位で封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で、本市が指示する所属別にまとめて納品すること。

A4版のうちもう1部は健康管理者保管用とし、本市に対して提出すること。

D 受診者が万が一、検査結果個人票を紛失した場合には、随時再発行に応じること。この場合の費用は新たに発生しないものとする。

(イ) 健診結果報告書

表示項目は以下のとおりとする。

所属、職員番号、受診者氏名、検査結果、受託者名

⑩ 費用請求について

費用の請求は、上記⑨の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は以下のとおり分類し行うこととする。

ア 消防職員を除く本市職員については箕面市あてとする。

イ 消防職員については箕面市（消防職員分）あてとする。

ウ 本市公立学校教職員については箕面市教育委員会あてとする。

⑪ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑫ その他肝炎検査実施時における留意事項

ア 受託者においては、肝炎検査に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、肝炎検査実施場所において、医師や看護師、検査技師等検査に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 肝炎検査結果等について市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、肝炎検査の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 肝炎検査実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 肝炎検査にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

(5) B型肝炎ワクチン接種業務（以下「ワクチン接種」という。）

① 実施項目

B型肝炎ワクチン接種

② 対象者

前掲4（4）肝炎検査の結果、抗体を有しないものでワクチン接種を希望する職員（希望者については、事前に本市で調査する。）。

ア 本市職員（予定見込み人数 68人）

イ 本市公立学校教職員（予定見込み人数 5人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 平成26年度実績…17人

* 平成27年度実績…13人

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙3のとおり）。

- * 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

④ 実施期間

第1回ワクチン接種 任意の時期

第2回ワクチン接種 1回目接種から4週後の任意の時期

第3回ワクチン接種 2回目接種から半年後の任意の時期

ただし、いずれも土曜、日曜及び祝日を除く。

- * 日程については、任意の時期とするが、年度内に確実に終了する日程とすること。また、各回ともに3日間設定し、本市担当者と打ち合わせの上、その指示に従うこと。

⑤ 受付時間

受付時間は、午後3時30分から4時30分までを基本とする。

- * 受付業務は、受託者にて行うものとする。
- * 受付時間は、本市担当者と協議の上決定すること。
- * 受付時間等について本市担当者より時間の変更希望があった場合等、上記に拠り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 実施方法及び実施体制

ア ワクチン接種に必要な容器、機器等は受託者で用意し、ワクチン接種の単価に含めること。

イ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

ウ ワクチン接種実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

⑦ データの貸与

受託者が受診者リスト等を作成するに当たり、次の受診者データを実施日までに本市が紙媒体等で貸与する。

<データ項目> 所属、職員番号、氏名、生年月日

- * データの受け渡しについては、個人情報が出漏れないよう行うために、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。
- * 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 実施期間中に受診できなかった職員の対応について

実施期間中に受診できなかった職員に対し、補完日を設定すること。
その際の日程については、協議の上決定することとする。
なお、補完日の実施において、金額の増減等は生じないものとする。

⑨ 費用請求について

費用の請求は、1回毎にすべてのワクチン接種が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は以下のとおり分類し行うこととする。

ア 消防職員を除く本市職員については箕面市あてとする。

イ 消防職員については箕面市（消防職員分）あてとする。

ウ 本市公立学校教職員については箕面市教育委員会あてとする。

⑩ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑪ その他ワクチン接種実施時における留意事項

ア 受託者においては、ワクチン接種に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、ワクチン接種実施場所において、医師や看護師等ワクチン接種に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ ワクチン接種に関することについて本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、本業務の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ ワクチン接種実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ ワクチン接種にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

⑫ 受診票等について

初回のワクチン接種実施1か月前までに、本市担当者が指定する場所へ下記の書類をマイクロソフト社製エクセル又はワードによる利用が可能な状態で作成して、CD-Rにて納入すること。

- ・ワクチン接種に関する注意事項
- ・B型肝炎ワクチン接種票（問診票）

・B型肝炎ワクチン接種同意書

* 上記の書類それぞれ、受診者情報は空欄のままでの納品するものとする。

(6) 消防職員採用試験時健康診断業務（以下「消防試験時健診」という。）

① 実施項目

既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査(※1)、身長、体重、視力（裸眼視力、矯正視力）、聴力(オーディオメーター検査1000Hz・4000Hz)、胸部エックス線直接撮影、血圧、血液一般（Hb・RBC）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、脂質代謝(総コレステロール、LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪)、血糖検査（空腹時血糖）、検尿（糖・蛋白・ウロビリノーゲン・潜血）、安静時心電図(※1) 受診者に予定している業務に必要とする身体特性を把握するための検査です。具体的には、感覚器、呼吸器、消化器、神経系、皮膚および運動機能の検査が含まれます。検査項目の選定は、医師が3分以上の時間をかけて診察の上、受診者の性、年齢、既往歴、問視診等を通じての所見などもあわせて、判断すること。

② 対象者

消防採用試験受験者（予定見込み人数 30人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 実績人数については後掲(6)④参照。

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙3のとおり）。胸部エックス線検査はレントゲン検診車で実施する。

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き、レントゲン検診車の駐車場確保又は路上占有許可申請にかかる手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

④ 実施期間

本市消防職員採用試験時に随時実施。

* 実施時期については、本市担当者と協議の上決定すること。

* 実施日において、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、この変更による金額の増減等は生じないものとする。

* 平成26年度実績…10月 45人

* 平成27年度実績…10月 20人

⑤ 受付時間

消防試験時健診は採用試験と同時に実施する性質上、受付時間については、本市担当者と事前に協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、消防試験時健診の単価に含めること。

イ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

ウ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

エ 消防試験時健診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、健診会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

オ 検査項目について、案内係が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 女性受診者への心電図検査は、女性技師が担当すること。

キ 尿検査について、検査環境及び個人情報に配慮した方法で実施すること。

(尿検査専用施設を有しない場所で実施する場合は、プライバシー保護の観点から尿カップによる検体提出を不可とする。)

ク 消防試験時健診実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

ケ 消防試験時健診を実施するにあたり、1日当たり、診察を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師、その他必要に応じた人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に正確を旨として行うこと。

コ 採血担当者には採血の技量に優れた者を充てること。

サ レントゲン撮影について(レントゲン検診車を使用する場合)

降雨時等には、雨よけ装置等により受診者を保護すること。

また、夏季における健診実施の場合など、受診者に対して特に配慮が必要な場合は、テント・日除けの設置等必要な措置をとること。

レントゲン検診車付近で受診者が待機できる椅子等を設置すること。

レントゲン検診車に必要な電源装置を用意すること。

このほか、健診会場からレントゲン車までの間に誘導員を配置し、受診者の誘導を適切に行うこと。

シ プライバシーを確保し、更衣ができる場所を確保すること。

ス 医師の診察の際、受診者からの質問には、誠意をもって対応をすること。
また、診察の声が他の受診者に聞こえることのないよう、十分に配慮すること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び健診結果を作成するに当たり、次の受診者データを実施日の2週間前までに本市が磁気媒体等で貸与する。

<データ項目> 氏名、生年月日、性別、住所

* データの受け渡しについては、個人情報が入り漏れないよう行うために、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 受診票について

受診票については、受託者にて準備することとし、消防試験時健診の単価に含めること。受診票は消防試験時健診当日に直接受診者に手渡すこと。

⑨ 健診結果について

ア 胸部エックス線写真の読影については、受託者の責任において、読影の経験が豊富な医師によるダブルチェックを行うものとする。

イ 健診結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスの無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

ウ 総合所見欄において、以下の6項目を加味したうえで、消防学校による教育訓練を受けることに支障がないことが認められるかどうかについて記載すること。また、既往歴がある場合は、必ず結果票に記載すること。

- ・ 6か月間の全寮制教育であり、深夜勤務訓練も実施すること。
- ・ 入校中に通院が不可であること。
- ・ 食事療法は、給食業務の関係上、実施できないこと。
- ・ 早朝等のランニングを実施すること及び瞬発力、持久力等を養う激しい運動が必要であること。
- ・ 消防活動訓練（ポンプ操法、救助、水難救助、機器取扱等）を実施すること。
- ・ 抜き打ちの出動準備訓練を適宜実施すること。

⑩ 健診結果の報告について

ア 健診結果については、受診日から概ね1週間程度以内に総務部人事室へ報告すること。

なお、健診結果は、総務部人事室へ直接納品すること。

イ 健診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 健診結果個人票

A 個人結果票はA4版の紙にて2部作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

氏名、年齢、生年月日、性別、住所、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、検査項目別コメント（有所見の場合のみ）、総合判定・総合所見、既往歴、医師名、受託者名

C A4版のうち1部は個人通知用として封入封緘し、開封せずに個人の氏名、住所が判別できる状態で納品すること。

A4版のうちもう1部は事業者保管用とし、本市に対して提出すること。

⑪ 費用請求について

費用の請求は、上記⑩の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は、箕面市あてとする。

⑫ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑬ その他消防試験時健診実施時における留意事項

ア 受託者においては、消防試験時健診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、消防試験時健診実施場所において、医師や看護師、検査技師等健診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 健診結果等について本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、健診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 消防試験時健診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 消防試験時健診にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

(7) 職員採用前健康診断業務（以下、「採用前健診」という。）

① 実施項目

既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査（※1）、身長、体重、腹囲、視力、聴力（オーディオメーター検査 1000Hz・4000Hz）、胸部エックス線直接撮影、血圧、血液一般(Hb・RBC)、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、脂質代謝（LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪）、血糖検査（空腹時血糖）、検尿（糖・蛋白・ウロビリノーゲン・潜血）、安静時心電図

（※1） 受診者に予定している業務に必要とする身体特性を把握するための検査です。具体的には、感覚器、呼吸器、消化器、神経系、皮膚および運動機能の検査が含まれます。検査項目の選定は、医師が3分以上の時間をかけて診察の上、受診者の性、年齢、既往歴、問視診等を通じての所見などもあわせて、判断すること。

② 対象者

本市採用予定職員（予定見込み人数 60人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 実績人数については、後掲（7）④参照。

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙3のとおり）。胸部エックス線検査はレントゲン検診車で実施する。

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き、レントゲン検診車の駐車場確保又は路上占有許可申請にかかる手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

* 基本的に実施場所は箕面市の何れかの場所とするが、受検人数が少ない場合などについては、箕面市以外の施設での実施についても可能とする。

④ 実施期間

採用予定者が生じた場合随時実施。

* 上記実施期間いずれの場合においても、本市担当者と協議の上決定すること。

* 上記実施期間いずれの場合においても、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、

この変更による金額の増減等は生じないものとする。

* やむを得ず予定した実施日に受診ができなかった場合は、補完日を設けること。なお、この場合においても金額の増減は生じないものとする。

* 平成25年度実績…5月、8月、9月、11月、12月、3月に実施
(38人)

* 平成26年度実績…9月、10月、12月、1月、2月、3月実施
(43人)

⑤ 受付時間

受付時間は、午前は8時45分から11時までを基本とする。

受付業務は、受託者にて行うものとする。

* 受付時間等については、本市担当者と協議の上決定すること。

* 受付時間等について本市担当者より時間の変更希望があった場合等、上記に抛り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、採用前健診の単価に含めること。

イ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

ウ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

エ 採用前健診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、健診会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

オ 検査項目について、案内係が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 女性受診者への心電図検査は、女性技師が担当すること。

キ 尿検査について、検査環境及び個人情報に配慮した方法で実施すること。

(尿検査専用施設を有しない場所で実施する場合は、プライバシー保護の観点から尿カップによる検体提出を不可とする。)

ク 採用前健診実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

ケ 採用前健診を実施するにあたり、1日当たり、診察を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師、その他必要に応じ

た人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に正確を旨として行うこと。

コ 採血担当者には採血の技量に優れた者を充てること。

サ レントゲン撮影について（レントゲン検診車を使用する場合）

降雨時等には、雨よけ装置等により受診者を保護すること。

また、夏季における健診実施の場合など、受診者に対して特に配慮が必要な場合は、テント・日除けの設置等必要な措置をとること。

レントゲン検診車付近で受診者が待機できる椅子等を設置すること。

レントゲン検診車に必要な電源装置を用意すること。

このほか、健診会場からレントゲン検診車までの間に誘導員を配置し、受診者の誘導を適切に行うこと。

シ プライバシーを確保し、更衣ができる場所を確保すること。

ス 医師の診察の際、受診者からの質問には、誠意をもって対応をすること。

また、診察の声が他の受診者に聞こえることのないよう、十分に配慮すること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び健診結果を作成するに当たり、次の受診者データを実施日までに本市が磁気媒体等で貸与する。

<データ項目> 氏名、生年月日、性別、住所

* データの受け渡しについては、個人情報が出漏れないよう行うために、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の追加などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 受診票について

受診票については、受託者にて準備することとし、採用前健診の単価に含めること。受診票は採用前健診当日に直接受診者に手渡すこと。

⑨ 健診結果について

ア 胸部エックス線写真の読影については、受託者の責任において、読影の経験が豊富な医師によるダブルチェックを行うものとする。

イ 健診結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスの無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

⑩ 健診結果の報告について

ア 健診結果については、受診日から概ね1週間程度以内に総務部人事室へ報告すること。

なお、健診結果は、総務部人事室へ直接納品すること。

イ 健診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 健診結果個人票

- A 個人結果票はA4版の紙にて2部作成すること。
- B 表示項目は以下のとおりとする。
氏名、年齢、生年月日、性別、住所、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、検査項目別コメント（有所見の場合のみ）、総合判定、総合所見、医師氏名、受託者名

* 身体計測の結果については、BMIについても明記すること。

- C A4版のうち1部は個人通知用として封入封緘し、開封せずに個人の氏名が判別できる状態で納品すること。

A4版のうちもう1部は事業者保管用とし、本市に対して提出すること。

⑪ 費用請求について

費用の請求は、上記⑩の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は、箕面市あてとする。

⑫ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑬ その他採用前健診実施時における留意事項

ア 受託者においては、採用前健診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、採用前健診実施場所において、医師や看護師、検査技師等、採用前健診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 健診結果等について本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、採用前健診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 採用前健診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 採用前健診にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

(8) 職員派遣前健康診断業務（以下「派遣前健診」という。）

① 実施項目

既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査（※1）、身長、体重、視力、聴力（オーディオメーター検査 1000Hz・4000Hz）、胸部エックス線直接撮影、血圧、血液一般（Hb・RBC）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、脂質代謝（LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪）、血糖検査（空腹時血糖）、検尿（糖・蛋白・ウロビリノーゲン・潜血）、安静時心電図

* 消防学校派遣職員については、総コレステロール、裸眼視力の検査を追加すること。

（※1） 「自覚症状については、最近において受診者本人が自覚する事項を中心に聴取することとし、この際本人の業務に関連が強いと医学的に想定されるものをあわせて行うものとする。」「他覚症状」に関するものについては、受診者本人の訴え及び問視診に基づき、異常の疑いのある事項を中心として、医師が3分以上の時間をかけて、打聴診、触診など、必要とされる臨床診察的な手法を用いて検査を行うこと。なお、この際医師が本人の業務に関連が強いと判断した事項をあわせ行うものとする。

② 対象者

本市派遣予定職員（予定見込み人数 5人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 実績人数については、後掲（8）④参照。

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイのいずれかの場所で開催するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙3のとおり）。胸部エックス線検査はレントゲン検診車で実施する。

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き、レントゲン検診車の駐車場確保又は路上占有許可申請にかかる手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

* 基本的に実施場所は箕面市の何れかの場所とするが、受検人数が少ない場合などについては、箕面市以外の施設での実施についても可能とする。

④ 実施期間

派遣予定者が生じた場合随時実施

* 上記実施期間いずれの場合においても、本市担当者との協議の上決定すること。

* 上記日程いずれの場合においても、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、この変更による金額の増減等は生じないものとする。

* 平成27年度実績…7月 4人

⑤ 受付時間

受付時間は、午前は8時45分から11時までを基本とする。

* 受付時間等については、本市担当者と協議の上決定すること。

* 受付時間等について本市担当者より時間の変更希望があった場合等、上記に拠り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査に必要な検体容器、検査機器等は受託者で用意し、派遣前健診の単価に含めること。

イ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

ウ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

エ 派遣前健診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、健診会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

オ 検査項目について、案内係が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

カ 女性職員への心電図検査は、女性技師が担当すること。

キ 尿検査について、検査環境及び個人情報に配慮した方法で実施すること。
(尿検査専用施設を有しない場所で実施する場合は、プライバシー保護の観点から尿カップによる検体提出を不可とする。)

ク 派遣前健診実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

ケ 派遣前健診を実施するにあたり、1日当たり、診察を担当する医師1名以上及び検査を効率的に行うため必要な看護師、検査技師、その他必要に応じた人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に正確を旨として行うこと。

コ 採血担当者には採血の技量に優れた者を充てること。

サ レントゲン撮影について（レントゲン検診車を使用する場合）
降雨時等には、雨よけ装置等により受診者を保護すること。
また、夏季における健診実施の場合など、受診者に対して特に配慮が必要な場合は、テント・日除けの設置等必要な措置をとること。
レントゲン検診車付近で受診者が待機できる椅子等を設置すること。
レントゲン検診車に必要な電源装置を用意すること。
このほか、他健診会場からレントゲン検診車までの間に誘導員を配置し、受診者の誘導を適切に行うこと。

シ プライバシーを確保し、更衣ができる場所を確保すること。

ス 医師の診察の際、受診者からの質問には、誠意をもって対応をすること。
また、診察の音が他の受診者に聞こえることのないよう、十分に配慮すること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び健診結果を作成するに当たり、次の受診者データを実施日までに本市が磁気媒体等で貸与する。

<データ項目> 所属、職員番号、氏名、生年月日、性別

* データの受け渡しについては、個人情報が出漏れのないよう行うために、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 受診票について

受診票については、受託者にて準備することとし、派遣前健診の単価に含めること。受診票は派遣前健診当日に直接受診者に手渡すこと。

⑨ 健診結果について

ア 胸部エックス線写真の読影については、受託者の責任において、読影の経験が豊富な医師によるダブルチェックを行うものとする。

イ 健診結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスの無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

ウ 消防学校派遣職員については、総合所見欄において、以下の6項目を加味したうえで、消防学校による教育訓練を受けることに支障がないことが認められるかどうかについて記載すること。また、既往歴がある場合は、必ず結果票に記載すること。

- ・ 6か月間の全寮制教育であり、深夜勤務訓練も実施すること。
- ・ 入校中に通院が不可であること。
- ・ 食事療法は、給食業務の関係上、実施できないこと。
- ・ 早朝等のランニングを実施すること及び瞬発力、持久力等を養う激しい運動が必要であること。

- ・ 消防活動訓練（ポンプ操法、救助、水難救助、機器取扱等）を実施すること。
- ・ 抜き打ちの出動準備訓練を適宜実施すること。

⑩ 健診結果の報告について

ア 健診結果については、受診日から概ね1週間程度以内に総務部人事室へ報告すること。

なお、健診結果は、総務部人事室へ直接納品すること。

イ 健診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 健診結果個人票

A 個人結果票はA4版の紙にて2部作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

所属、氏名、年齢、生年月日、性別、受診日、検査結果、検査項目別判定結果、検査項目別コメント(有所見の場合のみ)、総合判定、総合所見、医師氏名、受託者名

C A4版のうち1部は個人通知用として封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で納品すること。

A4版のうち1部は事業者保管用とし、本市に対して提出すること。

⑪ 費用請求について

費用の請求は、上記⑩の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は、箕面市あてとする。

⑫ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑬ その他派遣前健診実施時における留意事項

ア 受託者においては、派遣前健診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、派遣前健診実施場所において、医師や看護師、検査技師等健診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 健診結果等について本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、健診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、市との協議又は本市の指示に従

い、必要な改善策を講じること。

オ 派遣前健診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあった場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 派遣前健診にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、健診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

(9) 教職員結核検診精密検査業務（以下「結核検診」という。）

① 実施項目

問診、胸部エックス線直接撮影

② 対象者

本市公立学校教職員のうち、前掲4（1）定期健診の胸部エックス線検査の結果においてA1からD2であった職員（対象者については、事前に本市で調査する。）。（予定見込み人数 101人）

* 予定見込み人数についてはあくまでも当方が見込む人数であり、この人数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込み人数を下回っても異議を申し立てないこと。

* 平成26年度実績…102人

* 平成27年度実績…101人

③ 実施場所

箕面市内において、ア又はイいずれかの場所で実施するものとする。

ア 受託者の施設

イ 本市指定場所（別紙4のとおり）。胸部エックス線検査はレントゲン検診車で実施する。

* 上記実施場所イの場合、会場借用の諸手続き、レントゲン検診車の駐車場確保又は路上占有許可申請にかかる手続き等は受託者が行い、場所使用により発生する諸費用は受託者が負担することとする。

④ 実施期間

毎年定期健診実施時期から半年後（2月下旬）の1日間

* 上記実施期間について、本市担当者と協議の上決定すること。

* 上記日程において、自然災害の他やむを得ない事由により実施日時を変更しなければならない場合、変更の判断は本市が行うものとする。変更後の日時等については双方協議の上決定するものとし、この変更による金額の増減等は生じないものとする。

⑤ 受付時間

受付時間は、午後は2時30分から4時までを基本とする。

* 受付時間等について本市担当者より時間の変更希望があった場合、上記に拠り難いときは、双方協議の上決定すること。

⑥ 検査実施方法及び実施体制

ア 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用するものとする。

イ 本市指定場所で実施する場合、会場設営は受託者が受付開始20分前までに設営し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

また交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

ウ 結核検診実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置、受診者に検査の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

エ 検査項目について、案内係が確実に把握し、未実施の項目が発生しないよう留意すること。

オ 結核検診実施に伴い発生する廃棄物は、廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者の負担とする。

カ 結核検診を実施するにあたり、1日当たり検査技師、その他必要に応じた人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に正確を旨として行うこと。

キ レントゲン撮影について（レントゲン検診車を使用する場合）

降雨時等には、雨よけ装置等により受診者を保護すること。

また、夏季における健診実施の場合など、受診者に対して特に配慮が必要な場合は、テント・日除けの設置等必要な措置をとること。

レントゲン検診車付近で受診者が待機できる椅子等を設置すること。

レントゲン検診車に必要な電源装置を用意すること。

⑦ データの貸与

受託者が受診票及び検診結果を作成するに当たり、次の受診者データを実施日までに本市が磁気媒体等で貸与する。

<データ項目> 職員番号、氏名、生年月日、所属

* データの受け渡しについては、個人情報が出漏れないよう、本市担当者が指定する日・場所に取りに来ること。

* 受診者の増減などが発生した場合は、随時対応すること。

⑧ 受診票について

受診票については、事前に本市担当者と協議の上決定し、受託者にて準備することとし、結核検診の単価に含めること。

受診票は封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で納品すること。

納品時期及び納品先については本市担当者と調整し、結核検診の実施10日

前までに、本市が指示する所属毎に分類の上、本市担当者が指定する場所へ直接納品すること。

受診者が受診票を万が一紛失した場合は、再発行すること。その場合は、受診日に直接本人へ受診票を渡すものとする。また、この場合の費用は新たに発生しないものとする。

⑨ 検診結果について

ア 胸部エックス線写真の読影については、受託者の責任において、読影の経験が豊富な医師によるダブルチェックを行うものとする。

イ 検診結果の入力に当たっては必ず複数の者によりチェックを行い、入力ミスが無いよう努めること。また、入力後もミスがないか入力データを再チェックすること。

⑩ 検診結果の報告について

ア 検診結果については、受診日から概ね2週間程度以内に子ども未来創造局教職員人事室へ報告すること。

なお、検診結果は、子ども未来創造局教職員人事室へ直接納品すること。

イ 検診結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。

(ア) 検診結果個人票

A 個人結果票は、A4版の紙にて2部を作成すること。

B 表示項目は以下のとおりとする。

所属、職員番号、氏名、生年月日、性別、受診日、検査結果、検査判定結果、総合判定、総合所見、医師氏名、受託者名

* 総合判定については、学校保健安全法施行規則 別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせる指導区分を明記すること。

C A4版のうち1部は受診者通知用として検診結果内容が第三者の目に触れないよう各個人単位で封入封緘し、開封せずに個人の氏名、所属が判別できる状態で、本市が指示する所属別にまとめて納品すること。

A4版のうちもう1部は健康管理者保管用とし、職員番号順にファイルし、本市に対して提出すること。

D 受診者が万が一、結核検診結果個人票を紛失した場合には、随時再発行に応じること。この場合の費用は新たに発生しないものとする。

(イ) 所属別総合判定結果一覧表

所属別総合判定結果の一覧について、A4版の紙(2部)にて報告すること。

また、所属については本市が指示する分類に従い報告すること。

(ウ) 特に急を要する精密検査が必要な職員の取扱い

検査の結果、特に急を要する精密検査が必要な職員については、本市担当者に連絡し、指示を仰ぐこと。

⑪ 費用請求について

費用の請求は、上記⑩の報告すべての納品が完了した後、実績に応じて明細書を添付し、請求を行うものとする。

また、費用の請求先は、箕面市教育委員会あてとする。

⑫ 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかに適切に対応を行うとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

⑬ その他結核検診実施時における留意事項

ア 受託者においては、結核検診に従事する総合責任者、現場責任者をそれぞれ選任すること。

イ 受託者は、結核検診実施場所において、検査技師等検診に係る業務員に実施機関名、資格及び氏名を明記した名札等を着用させること。

ウ 検診結果等について本市から要求や照会などがあつた場合は、その都度応じること。

エ 受託者は、結核検診の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

オ 結核検診実施に当たって事故や受診者等からのクレームがあつた場合、受託者に対し行う実地調査に協力すること。

カ 結核検診にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、検診会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

5 備考

(1) 各業務を実施するにあたっては、労働安全衛生法及びその他関係法規を遵守し正確な健診結果を提供すること。また、法令に定める資格を有する業務については、有資格者を確保して実施すること。

(2) 消耗品、梱包、回収、発送及び返送に伴う経費は本業に含む。

(3) 各業務を実施するにあたっては、主たる業務を第三者に再委託することを禁止する。

(4) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、受託業務に関して知り得た人事名簿及び健康診断データ等個人情報を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。受託業務終了後も同様とする。また、個人情報の取り扱いにあたって

疑義が生じた場合等に行う、本市の確認又は調査について、誠実に対応すること。

- (5) 本市提供データ及び結果データ等、当該委託業務の履行に必要な一切の情報について、外部に漏洩することがないように、厳重な措置を講じた上で業務を遂行すること。また、委託業務完了後、5年間は当該情報を適切に管理・保存し、保存期間終了後は、本市から指示がある場合を除き、速やかに破棄すること。
- (6) 詳細や本仕様書に定めのない事項又は内容について疑義が生じた場合は、その都度本市担当者と協議すること。
- (7) 各業務について、本仕様書又は契約事項に明示されていない事項であっても、業務委託の性質上当然必要なものは、本市担当者の指示に従い受託者の負担で行うこと。
- (8) 実施時期について、初年度に限り協議のうえ決定するものとする。
- (9) 本市は受託者が仕様内容に違反する行為があった時には、本契約の解除及び受託者に対する損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (10) 委託料の支払いにあたっては、受託業務内訳書に記載された各業務ごとの単価に実際の受診者数等に乗じて得た額（消費税等を別途加算）を各業務の終了後に支払う実績払い方式とする。なお、実績値が契約金額を超える場合は、契約変更を行うものとする。

以上

職員定期健康診断業務、職員定期健康診断の予備健診及び B 型肝炎抗原抗体血液検査業務 履行場所…下記(ア)(イ)のいずれか。

(ア) 箕面市内の受託者の施設

(イ) 箕面市内の本市指定場所

- ・箕面市役所付近、箕面市立病院付近、箕面市環境クリーンセンター付近、箕面市東部、箕面市西部の計 5 カ所

* 本市職員・本市公営企業職員の定期健診の予備健診については、箕面市役所付近及び箕面市立病院付近において実施

* 本市公立学校教職員の定期健診及び定期健診の予備健診は、箕面市役所付近及び箕面市立病院付近において実施

特定業務従事職員定期健康診断業務 履行場所…下記(ア)(イ)のいずれか。

- (ア) 箕面市内の受託者の施設
- (イ) 箕面市内の本市指定場所
 - ・箕面市役所付近、箕面市立病院付近の計 2 カ所

有害業務従事職員定期歯科健康診断業務、B型肝炎ワクチン接種業務、消防職員採用試験時健康診断業務、職員採用前健康診断業務及び職員派遣前健康診断業務
履行場所…下記(ア)(イ)のいずれか。

- (ア) 箕面市内の受託者の施設
- (イ) 箕面市内の本市指定場所
 - ・ 箕面市役所付近または箕面市立病院付近

教職員結核検診精密検査業務 履行場所…下記(ア)(イ)のいずれか。

- (ア) 箕面市内の受託者の施設
- (イ) 箕面市内の本市指定場所
 - ・箕面市役所付近